

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年8月21日)

〔件名〕

- 7 「鳥取県石綿健康被害防止条例の改正案」に係るパブリックコメントの実施結果
について
(水・大気環境課) . . . 1

生活環境部

「鳥取県石綿健康被害防止条例の改正案」に係るパブリックコメント実施結果について

平成24年8月21日
水・大気環境課

鳥取県石綿健康被害防止条例の改正案について、パブリックコメントを実施したので、その概要を報告する。

1 条例案の概要

(1) 概要

鳥取県石綿健康被害防止条例については、平成23年度から、条例の実施状況を踏まえて必要な見直しを検討してきているところ。検討の結果、石綿含有材料等の使用の有無の事前調査の徹底を図るとともに、石綿成形板等にかかる石綿粉じん排出等作業実施の事前届出が必要な規模を設定することを検討している。

(2) 現状の問題点

- 現行条例では、すべての解体等工事の施工前に「石綿含有材料等の有無の事前調査」が義務付けられているが、適切な調査がされないまま解体等工事が行われる事例が散見される。調査が不十分な場合、石綿の飛散につながる可能性があり、石綿飛散による大気環境の汚染および健康被害が懸念される。
- 県では、平成17年に社会問題となった「クボタショック※1」の後の平成17年10月、「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」(現在の鳥取県石綿健康被害防止条例)を制定し、法律の規制の対象外である石綿成形板等※2の除去作業についても、規模に関わらず、石綿粉じん排出等作業実施の事前届出義務や作業基準遵守義務等を課す等の規制を行ってきたところ。しかしながら、昨今の石綿除去業者の専門知識や技術レベルの向上や、他の地方自治体の条例による規制状況を踏まえ、事前届出が必要な工事の規模を設定することが求められる。

※1 大手機械メーカー「クボタ」の尼崎市の工場の元従業員等に健康被害が多発していることが明らかとなり、石綿による健康被害が社会問題化した事例。

※2 スレート波板、石綿セメント板、石綿含有石膏ボード、石綿含有Pタイルなどの建材で、吹付け石綿等に比べると石綿の飛散性が低い。

(3) 改正のポイント

(ア) 事前調査結果の記録の保存を新たに義務付けるとともに、知事の権限の強化を行う。

- ① 石綿の除去を行う者に対して、事前調査の結果の適切な保存を義務付ける。
- ② 保存期間は、廃棄物処理法令における産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存期間を準用し、5年間とする。(条例施行規則で規定。)
- ③ 違反解体の適切な指導等を行うため、知事の権限を強化し、工事の一時停止等を命ずることができるようとする。(命令に違反した者には、10万円以下の罰金を科す。)

(イ) 作業実施の事前届出が必要な工事の規模要件を設定する。

- ① 吹付け石綿等に比べ石綿の飛散性が低い石綿成形板等の除去を伴う工事のうち、一定規模以上のものを届出対象工事とし、周囲への影響が少ないと考えられる小規模な工事を届出対象外とする。
- ② 届出対象とするのは、建築基準法における除却届が必要な規模要件を準用し、作業の対象となる床面積が10m²を超えるものとする。(条例施行規則で規定。)
- ③ 届出対象外の工事であっても、作業基準の遵守および作業内容の掲示の義務等は課される。

2 パブリックコメント

(1) 意見募集の方法

(ア) 募集期間 平成24年8月3日(金)から8月17日(金)

(イ) 応募件数 30件(16名)

ファクシミリ	電子メール	電話	意見交換会等	計
5(4)	10(6)	1(1)	14(5)	30(16)

※周知:HP掲載、窓口配架、全県説明会1回、関係する業界団体(5団体)および県登録業者(65社)への案内等

(2) 寄せられた意見と対応方針(主なもの) ※○反映、△今後検討、×対応予定無し、-盛込済

(ア) 事前調査結果保存の義務付け、知事権限の強化に関すること(5件)

意見	対応	方針
事前調査の実施主体は、施工業者でなく工事発注者(建物所有者)とすべき。事前調査結果の保存も、工事発注者に義務付けてはどうか。	△	関係する大気汚染防止法、石綿障害予防規則においては、工事発注者に対しては、施工業者への無理な条件の提示等をしないよう配慮することとされているが、義務付けはない。現在、工事発注者への義務付け等について法令改正が検討されている段階であるので、今後の改正の状況を注視し、必要であれば条例改正を検討する。
事前調査結果の保存期間は5年では短い。10年以上が必要ではないか。厚生労働省の指針では40年とされている。	×	周辺環境への影響を把握するという観点から、事前調査結果の保存期間は、5年程度が適当と考える。
厚生労働省の指針のように、事前調査を実施する者の要件を定めて、適切な事前調査の実施を確保して欲しい。	○	条例施行規則の改正で対応。

(イ) 作業実施の事前届出が必要な工事の規模要件の設定に関すること(6件)

意見	対応	内容
届出規模要件は、建設リサイクル届出と同程度でよい。(床面積80m ² 以上)	×	現状の規制内容を維持しつつ、小規模な工事で周囲への影響が少ないと考えられるものを届出対象外にするという考え方から、建物解体の際に建築基準法の規定により必要な除却届の規模を準用し、床面積10m ² 程度が適当と考える。
届出規模要件は、床面積10m ² では厳しすぎる。床面積30m ² くらいがよいのではないか。	×	建物に関する工事については、床面積で規模を判断するのが一般的であると考えるため、除去する建材の面積でなく、作業の対象となる床面積を基準とするのが適当と考える。
建物の床面積ではなく、除去する建材の面積で届出規模要件を設定してはどうか。	×	建物に関する工事については、床面積で規模を判断するのが一般的であると考えるため、除去する建材の面積でなく、作業の対象となる床面積を基準とするのが適当と考える。
届出規模要件を設定することに賛成。	-	今回設定する。
届出規模要件の説明が分かりにくい。	○	表現を分かりやすくする。

(ウ) その他(19件)

意見	対応	内容
10万円以下の罰金ではゆるい。厳しくするべき。	×	罰則については、法の罰則以下で、近県の状況を考慮して決定している。
県は県民の啓発が不十分。施工業者への無理な工事注文をなくして欲しい。	△	積極的な普及啓発に努め、無理な工事条件の提示がなくなるようにしたい。
悪質業者を取り締まって欲しい。	-	悪質業者を取り締まることができるよう、今回必要な改正を行う。

解体等工事(解体、改造、補修工事)に対する規制フロー図

黒字:現行 赤字:改正案

